

## 議案第 10 号

### 瑞穂町営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 29 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

(提案理由)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

### 瑞穂町営住宅条例の一部を改正する条例

瑞穂町営住宅条例（平成 9 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 3 号中「又は」の次に「同法」を加え、同項第 8 号イ中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2」を、「第 28 条の 2 において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町営住宅条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 町営住宅の管理</p> <p>第5条 略</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3)戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第16号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症のもの</p> <p>(4)から(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3から5 略</p> <p>第7条から第35条 略</p> <p>第3章 略</p> <p>別表 略</p> <p>附 則</p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 町営住宅の管理</p> <p>第5条 略</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3)戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第16号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は____別表第1号表ノ3の第1款症のもの</p> <p>(4)から(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項____(配偶者暴力防止等法第28条の2において____準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3から5 略</p> <p>第7条から第35条 略</p> <p>第3章 略</p> <p>別表 略</p>

この条例は、令和6年4月1日から施行する。